

ガス個別要綱 (はつでんガス)

2026年1月1日実施

株式会社CDエナジーダイレクト

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料 金	2
4. 割引制度	3
5. 精 算 等	3
6. 設置確認	4
7. そ の 他	4
付 則	5
(別表)	6

1. 用語の定義

本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「はつでんガス」とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (2) 「家庭用燃料電池」とは、エネルギー源として都市ガスを使用し電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって、定格発電能力が1.5kW以下の、居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- (3) 「家庭用ガス温水床暖房システム」(以下「床暖房」といいます。)とは、エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機(以下「熱源機」といいます。)により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行う機器をいいます。
- (4) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」(以下「浴室暖房乾燥機」といいます。)とは、熱源機により温水を供給して、浴室や脱衣室の暖房乾燥を行う機器をいいます。
- (5) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (6) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (7) 「その他期」とは、料金算定期間の末日が5月1日から11月30日に属する料金算定期間をいい、「冬期」とは、料金算定期間の末日が12月1日から4月30日に属する料金算定期間をいいます。

2. 適用条件

本個別要綱は、一般ガス導管事業者(東京ガスネットワーク株式会社)の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまが、次の適用条件の(1)又は(2)のいずれかと(3)を満たす場合で、はつでんガスを希望された場合に、適用いたします。

【適用条件】

- (1) 住宅又は施設付き住宅の住宅部分において家庭用燃料電池を使用される場合で、家庭用燃料電池によって供給される電気と温水を居室で使用されること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分又は1需要場所内に居室を有する店舗等において家庭用燃料電池を使用される場合で、家庭用燃料電池によって供給される電気と温水を居室で使用される場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 家庭用燃料電池の定格発電出力(機器容量)が300W以上3kW以下であること。

3. 料 金

- (1) 当社は、その他期には別表第1の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。別表第2の料金表も同じ。）を、冬期には別表第2の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。

(算 式)

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋原料費調整額（0.081円×原料価格変動額／100円
×〔1＋消費税率〕）
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－原料費調整額（0.081円×原料価格変動額／100円
×〔1＋消費税率〕）

(備 考)

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り上げたものといたします。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

57,250円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9479

+トン当たりLPG平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

4. 割引制度

- (1) 本個別要綱を適用されているお客さまであって、浴室暖房乾燥機又は床暖房を使用される場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別の適用を受けることができます。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき(2)により算定される割引額を差し引いたものを料金といたします。

[割引種別]

① 浴室暖房割

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室又は脱衣室で使用される場合

② 床暖房割

適用条件 居室で床暖房を使用される場合

③ ダブル割

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室又は脱衣室で使用され、かつ、床暖房を居室で使用される場合

- (2) 割引額は、3(1)に定める料金に別表第3に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第3に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。

- (3) 割引制度の適用又は変更を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

5. 精 算 等

- (1) お客さまは、2の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、はつでんガスの適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までとし、お客さまの別途の申し込みがない限り以降はガス個別要綱（ベーシックガス）を適用いたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降もはつでんガスが適用されていた場合、はつでんガスの適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日

(当該日が定例検針日と同日の場合はその日とし、(2)において同じ。)の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、ガス個別要綱(ベーシックガス)に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

- (2) 4の割引制度を適用されているお客さまが、その適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、割引制度の適用は、当社が通知を受けた直後の定例検針日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日以降も割引制度が適用されていた場合、割引制度の適用は当該事実が明らかになった直後の定例検針日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の定例検針日の翌日まで遡って精算させていただきます。この場合の精算額は、適用すべき条件に基づいて算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額とさせていただきます。

6. 設置確認

当社は、家庭用燃料電池・浴室暖房乾燥機・床暖房が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社ははつでんガスの申し込みを承諾しない、又ははつでんガスを解約することといたします。

7. その他

その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。

付 則

本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。

(別表)

別表第1 料金表（その他期）

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,485.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第2 料金表（冬期）

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	759.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	145.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,485.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	108.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ)の基準単位料金をもとに3(2)(3)の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 9 2 5. 0 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 3. 4 0 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

別表第 3

1. 浴室暖房割

① 割引率

割引率（その他期・冬期）	3 パーセント
--------------	---------

② 割引上限額

割引上限額 （その他期・冬期 1 か月につき）	2, 6 1 9. 0 0 円 （消費税等相当額を含みます。）
----------------------------	------------------------------------

2. 床暖房割

① 割引率

割引率（冬期）	1 0 パーセント
---------	-----------

② 割引上限額

割引上限額（冬期 1 か月につき）	7, 8 5 7. 0 0 円 （消費税等相当額を含みます。）
-------------------	------------------------------------

3. ダブル割

① 割引率

割引率（その他期）	3 パーセント
-----------	---------

割引率（冬期）	1 3 パーセント
---------	-----------

② 割引上限率

割引上限額（その他期 1 か月につき）	2, 6 1 9. 0 0 円 （消費税等相当額を含みます。）
---------------------	------------------------------------

割引上限額（冬期 1 か月につき）	1 0, 4 7 5. 0 0 円 （消費税等相当額を含みます。）
-------------------	--------------------------------------